

会議録要旨

1 日 時

令和2年10月6日(火) 午後7時00分～午後8時30分

2 会 場

文化センターTOM

3 会議及び用務

湧別町公立保育所統合・民営化に向けた説明会（中湧別会場）

4 出席者

健康こども課 課長 星 義孝、主幹 牧村 宣幸、保育所長 伊藤 智恵子
主査 坂田 桂樹

一般参加者 14名

5 結果要旨

牧村 主幹 配布資料確認、チェックシートの記入・提出依頼

星 課長 開会挨拶を行う。

参加職員 自己紹介を行う。

星 課長 資料により方針の概要の説明を行う。

質疑応答

質問 認定こども園になった後の時間割について、1号認定、2号認定でカリキュラムが変わらるのか。決まり方はどうなるのか。

回答 例示している日課は、他の市町村の施設の日課であり、今後のカリキュラムは民営化の運営事業者決定後協議していきます。

例示の日課では1号認定・保育の必要性事由のないお子さんは、教育時間のみ4時間の利用、2号認定は、教育時間の部分は共通ですが、午睡があること、通常保育の部分・教育活動ではない部分が加

わって、8時間、11時間の利用となります。日課の部分は民間事業者と協議して決めていきます。未満児は、教育の部分は取り組めるようになれば取り組むようになります。

質問 教育認定子どもは4時間の利用との説明があったが、今、幼稚園では、バスの運行が1番バスと2番バスが運行して、全員が幼稚園に集まるのは9時30分くらいで、そこから5時間くらいが児童全員の幼稚園にいる時間になっている。利用時間が4時間では今の幼稚園の利用時間より短くなると思うが、その部分はどうなるのか。

回答 統合後に運営事業者を決定して、運営事業者と相談して決めていく部分なので、みのり幼稚園さんが運営事業者に応募いただければ、そこを中心に考えることになります。今の状況とすり合わせながら教育時間のカリキュラムを決めていくことになります。

先ほど、保育認定子どもの保育時間を8時間と11時間と説明しました、民営化後、幼稚園と統合した場合については、教育認定子どもの4時間あるいは5時間の利用時間が設定されます。今のみのり幼稚園の活動時間、保育所の活動時間が同じ施設の中で実施されます。調整可能であれば、なるべく現状を維持する形で実施したいと思いますが、事業者が決まってからの調整となります。

質問 職員の資格について、保育所は保育士、幼稚園は幼稚園教諭となります。認定こども園になったときに今いる職員の資格で問題はないのか。

回答 幼保連携型認定こども園については、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持っている保育教諭という職員を配置しなければなりません。平成27年度から新制度になり、そこから5年間は保育士か幼稚園教諭どちらか持つていれば保育教諭とみなすという経過措置がありました。現状、両方の資格の保有者が増えていないので、更に経過措置が5年間延長になりました。いずれかの資格を持っていれば、経過措置の間は保育教諭とみなす状態になっています。その間にある程度の経験のある方は一定程度の単位をとれば、幼稚園教諭なり保育士なりの資格がとれるという状態になっています。湧別町でも保育所で働いている職員では8割くらいは幼稚園教諭資格を持っています。保育士として働く分には幼稚園教諭の資格はなくても大丈夫ですが、認定こども園になると有効な資格にしなければなりません。今、教員免許制度が10年間の更新制になっていて、更新が必要な職員が相当数います。町として順次、免許を更新して、他の施設の認定こども園化に備えていく状況になっています。

質問 現状で、認定こども園になっても職員の資格は問題ないと考えてよろしいということですね。

回答 そう考えていただいて結構です。

民営化するのに、町の保育士に幼稚園教諭の免許を更新させるのか

ということになりますが、公私連携認定こども園の協定の中では、民営化すると民間事業者の職員が従事します。民間事業者の職員だけでは職員数が不足することが考えられます。協定の中で町職員の保育士を派遣するということもできますので、中湧別保育所を認定こども園化・民営化したときには、民間事業者の幼稚園教諭を町から派遣する職員で補うような協定を結びたいと考えていて、そのため町の職員で幼稚園教諭免許の更新が必要な職員については、免許の更新をさせるように考えています。

- | | |
|----|--|
| 質問 | 幼保連携型認定こども園になったときに、1号認定、2号認定の区分毎にクラス編成をするのか。

クラス担任はどのように決まるのか。 |
| 回答 | 幼保連携型認定こども園はクラスを必ず編成しなければなりません。5歳児、4歳児、3歳児のクラスをつくります。教育時間の間はクラスで活動することになります。担任の先生もそれぞれ付く形になります。 |
| 質問 | 日課の例では10時から皆、同じカリキュラムですが、その間はその日の担当の先生が皆を見てくれるということか。 |
| 回答 | 認定こども園になった場合は、幼稚園と保育所が一緒になりますが、幼稚園は保育所と来る時間、帰る時間が違います。保育所であっても児童全員が登所して揃う時間は、幼稚園と変わりません。クラス編成は、年齢に合わせてクラス編成します。そのクラスは幼稚園が別クラスではなくて、幼稚園、保育所の子どももも皆一緒にあります。カリキュラムは幼稚園も保育所も統一したカリキュラムでやっています。内容は変わらないので、担任もクラス編成も同じになります。午後の活動では保育所はお昼寝など違ってきますが、その辺の時間の差は、担任又は、副担任が対応することになります。詳細は民間事業者と協議することになります。カリキュラムは問題なく進めています。 |
| 質問 | 上湧別保育所の保護者の要望で、令和3年4月の上湧別保育所と中湧別保育所の統合が令和4年4月になった。2ヶ月の間に変更になりましたが、町側も頑張って案を出したと思うが、これからも保護者等の意見で方針が変わることがあるのか。 |
| 回答 | 大きな変更はしないと考えています。

今回の説明会4ヵ所で予定していて、これらが終了した段階で、予定どおり進めていく考えです。

7月の説明では、町の方針として保育所の統合を人口の減少により進めること、施設の運営も補助金等の関係で民営化が適しているということで、方向性として示しました。スケジュールで来年の4月統合、更に1年後に民営化、認定こども園化ということで示しました。統合・民営化の時期が、注目された部分になり、説明会終了後に要望があり、今回の変更になりました。7月の説明会の後に詳細 |

な部分を示していく機会を設ける予定でしたが、上湧別保育所の保護者の皆さんから要望がありましたので、町が考えているより早く物事が動き、上湧別保育所の保護者さんの話を聞いて、統合時期を延期しました。当初来年の4月統合を提示しました。「来年の4月は急すぎる。難しい。」と思われても当然ですが、事務的には対応可能と判断して来年4月統合で時期を提示しました。理由としては上湧別保育所の改築の中止もあり、少しでも新しい中湧別保育所に受け入れ体制をとり、保育を受けてもらうためです。上湧別保育所の保護者の皆さんからは「子ども達の負担が多くなる」「保護者の負担が多くなる」という意見をいただき、パブリックコメントでも「早すぎるのでないか」「もっと時間をかけて方がいい」という意見もありましたので、手続き上、方向性は決定しましたが、今回の説明会を通じて、ご理解をいただき進めていくように考えています。説明会を終了しましたら、令和4年4月に向けて事務を進めていきます。民営化については、民間事業者との協議の中で来年の4月に間に合わないとなった場合は、その時点で改めて説明をさせていただいて、統合時期を遅らせたいと思います。その場合でも上湧別保育所との統合は準備できると思いますので、そちらは再来年の4月にはできると思います。

質問	<p>令和4年4月に中湧別保育所と湧別保育所を認定こども園にする形か。同じ時期に民営化するということか。</p> <p>芭露保育所の方向性は示しているのか。</p> <p>民営化について町民の同意を得たと考えているのか。</p> <p>令和4年4月に湧別町に保育所はいくつ残っているのか。</p> <p>湧別の認定こども園はその段階で残るのか。</p> <p>7月の説明では、中湧別保育所を民営化すると聞いていたが、湧別の認定こども園はそのまま残って、他に民営されたこども園ができるのか。そして芭露保育所も残るのか。</p>
回答	<p>民営化、認定こども園化の時期は、上湧別保育所と中湧別保育所を統合して、中湧別保育所を民営化します。民営化では事業者を募集する際に町として中湧別保育所の民営化で募集するか、あるいは町内全部の保育を民営化するという形も検討しています。事業者ができる範囲での応募も可能とする募集を考えています。現在、検討しているのは、中湧別保育所だけの民営化で、同時に湧別の保育所についても認定こども園化を町内同一という形で進めたいと考えています。この部分も民営化できれば、民営化の下で認定こども園化したいのですが、事業者としては難しいと考えているようなので、今までの説明では、中湧別保育所を民営化するという説明をしています。</p> <p>芭露保育所は、方針では現状維持とされています。将来的には湧別保育所との統合又は、芭露保育所単独で改築するということも想定しています。今の段階では、芭露保育所は現状維持とされていますので、</p>

その時期がきましたら町で方向性を決めて皆さんと協議することになると思います。

質問 認定こども園と民営化する施設は別な施設なのか。

民営化する施設と認定こども園化する施設は同じものなのか。別なものなのか。

回答 考え方としては、民営化と認定こども園化は別です。

今回、説明しているのは、民営化と民営化によって認定子ども園化をするということで、それを同時にやるということです。みのり幼稚園を民間事業者として民営化する場合、幼保連携型認定こども園を想定おり、湧別保育所を公立で認定こども園にする場合は、保育所型認定こども園を想定しています。中湧別保育所の場合、町で説明していたのは、中湧別保育所を民営化することによって、幼保連携型認定こども園、更に公私連携認定こども園という形で運営したいと考えています。加えて、湧別保育所も民営化の際には、運営事業者の募集をかけて、応募事業者がいれば、湧別保育所も民営化したいと考えております。両方民営化の募集をして、片方しかできない場合は片方だけ民営化する形で、残った施設は公立の認定こども園とするよう想定しています。公立の認定こども園については、幼保連携型認定こども園ではなく、保育所型認定こども園を想定しています。

質問 芭露保育所はそのままで、湧別保育所は事業者が民営化しないと保育所として残るのか。

回答 民間事業者が湧別の運営をしないときは、湧別保育所は公立の保育所型認定こども園にするよう考えています。

質問 上湧別保育所は中湧別保育所に統合して、それを民営化するので、3ヶ所の施設になるということか。

回答 その通りです。

上湧別地区の認定こども園と湧別地区の認定こども園、芭露は保育所となります。

質問 民間事業者が運営可能なら2ヶ所ということか。

回答 2ヶ所運営してもらうよう考えています。加えて芭露も民間事業者にお願いしたいと考えています。

質問 どこの場所に建設するかは知らないが、1ヶ所にまとめたときに、子ども達の送迎バスなどを考えた上で、このような方針を出したのか。

回答 認定こども園等は、1ヶ所に統合はしません。

質問 認定こども園等は、3ヶ所残るということか。

回答 その通りです。

説明したとおり、芭露保育所は「上湧別保育所と一緒ににならないのか」と他の地区からも「なんで上湧別と取り扱いがちがうのか」と

いう意見があります。これについては、芭露保育所の建物が上湧別保育所より少し新しいこと、芭露保育所は昨年度に施設を一部改修していること、計呂地、東芭露、西芭露など、遠くから通所しているお子さんがいることから、現状、建物は使用可能なので、現状のままという形で考えています。湧別保育所に芭露保育所を統合すると西芭露、東芭露の子どもは40分、50分の通園時間がかかることから、子どもの負担が大きくなります。上湧別保育所も富美、開盛に子どもがいますが、15分から20分で送迎できることから、芭露保育所は現状どおりとしています。最終的に湧別町の人口が3000人、4000人になったときは、保育所を1ヶ所に統合することも考えられなくはありません。そういう状況になる前に町内3ヶ所・3地区に保育施設を再編した形でやりたいと思います。将来的には1か所になるかもしれません。その場合、送迎のことなど考える必要がありますし、考えた上で、そういう提案をする形になります。

質問

以前の説明会では、民営化はスケジュールにあったが、最終的な決定ではないように思っていた。民営化する前提で進んでいるということか。

回答

前回の説明会では、町の方針として、統合、民営化で説明しています。その後に皆さんから意見を聞いて、上湧別保育所の保護者からも意見を聞いています。その中で、統合、民営化についての反対というのは、直接、耳にしておりません。統合自体が早すぎるということが、直接、意見要望として上がっています。説明の中で統合、民営化の概ねについては、ご理解をいただいたものとして説明しています。統合、民営化についてご理解いただいているということで、上湧別保育所、中湧別保育所の統合時期を延長しますので、ご理解願います。

質問

中湧別保育所は幼保連携型認定こども園へ、湧別保育所は保育所型認定こども園とするとの説明だが、違いは何か。

回答

認定こども園の類型の違いです。中湧別保育所は運営法人の関係から幼保連携型認定こども園を想定しています。湧別保育所は現行保育所なので保育所型を想定しています。湧別保育所は定員120人の内で1号認定子どもの受け入れ人数を設定していくことになります。保育の内容については変わりません。1号認定の子どもについては、保育時間が短くなります。

質問

別になると先生の異動がなくなるのか。

回答

町営でも定期的に保育士は異動していますし、この度は中湧別の認定こども園は公私連携認定こども園で民営化するという形なので、人事異動がないということはないです。交代しながら、働いていくということになります。

質問

子育て支援センターを保育室に改修することだが、子育て支援センターはどうなるのか。

- 回答 子育て支援センターは、湧別の支援センターと中湧別の支援センターがありますが、基本的には機能等、職員を含めて湧別の支援センターに移します。あとは、保育所ですとか、他の公共施設を使って、出張して育児学級だとか支援センターの事業をやっていくような形で考えています。
- 質問 中湧別の毎日の支援センター開放事業は、湧別の方になるということか。
- 回答 常勤の職員がいるのは、湧別だけになることで考えています。
- 質問 中湧別に支援センターを別に設けることは考えていないのか。
- 回答 出張で公共施設を使って週1回とか月1回でやるような形を考えていますが、別に開設することは、今のところは考えていないです。
- 質問 みのり幼稚園に今、通っている子どもは、中湧別保育所と湧別湧別保育所が認定こども園になったときには、上湧別地区、中湧別地区の子どもは、中湧別の認定こども園に湧別地区の子どもは湧別の認定こども園に通うと聞いたが、湧別の認定こども園の定員が少ないと、湧別地区の子どもは、湧別の認定こども園には入れないこともあるのか。
- 回答 湧別の認定こども園の1号認定子どもの定数の関係だと思いますが、これについては、幼稚園の子どもの人数に合わせた定数の設定をしなければならないと考えています。
- 前回の説明では、今、幼稚園に行っている子どもは、湧別地区の子どもは湧別の認定こども園、中湧別の子どもは中湧別の認定こども園ということで、説明しました。基本的にはそれが正当な方法だと思います。これから民営化の事業者が決まり、協議を進めていく中で、今の幼稚園に通っている子どもは卒園まで在籍させたいなどの意見が出てくれれば、中湧別の認定こども園の定員の中で可能であれば対応しなければならないと考えています。この部分についても事業者との協議の中で決めることになります。幼稚園のお子さんたち、お母さんたちが卒園まではみのり幼稚園に在籍したいという要望が強ければ、事業者からも話があると思いますので、それは協議することになります。ただし、定員の関係を踏まえた協議となります。それを踏まえて、湧別の認定こども園の1号認定の定数についても調整するように考えています。
- 質問 これから幼稚園に入ろうとする子どもは、みのり幼稚園に継続して受け入れられない可能性があるのなら、保護者の方が悩ましいことになる。令和4年4月の段階で、湧別地区の認定こども園に受け入れられるかどうかわからないと言われていたら、来年の入園を希望する子どもの親御さんは悩ましいことになるのではないか。入園したらきちんと最後まで幼稚園なりに在籍できることになっていないと保護者としては、最初の1年は幼稚園だけれども、次の年に実

際に湧別地区の子どもは受け入れらないということにならたら、3年間安心して通わせようと思った環境でなくなってしまうなら、それは幼稚園とこれから協定してできるようになるのなら、一番大事なところは、子ども達が安心して通えるということを第一に考えなければ、親の都合で幼稚園を選べるようにならないのではないか。

回答

お話をされたとおりだと思います。今の段階で来年幼稚園を予定している方が、最後まで見てもらえないのは可哀そうだということだと思います。まだ、民間事業者が決まっていない段階ですので、今は、みのり幼稚園に話をできないこと、統合の話になるとその時期に遭遇した方はこういうことがあると思っています。民間事業者の選定をなるべく早く実施しまして、相手方には、みのり幼稚園になろうかと思いますが、来年の募集をする際には、そのようなことも説明してもらうような形でお願いしていきたいと思います。来年みのり幼稚園に入って統合した場合には、1号認定で認定園の方に受け入れることはできるんですけど、湧別になるか中湧別になるかということだと思います。その辺は民間事業者が決まった段階で協議する部分と考えています。なるべく、子ども達の負担にならないように子ども達が可哀そうなことにならないように考えますが、どうしてもできない部分が出てくると思いますので、努力だけはしていきたいと思います。今の段階で来年みのり幼稚園に入ろうとしている方が保育所に入れるということで、入ればいいんですが、保育の必要性のない方の受け入れ先は、今の段階ではみのり幼稚園しかありません。そのような状況が出てくるのは避けられないで、できる限り調整して少しでも子ども達の負担にならないような形で考えていきます。

質問

自治体がみのり幼稚園に任せたいという意志を表しています。建物がどこに建つか知りませんが、実際の負担が少なくて済むのでいいことなんだけれども、自治体が民営化したときに100%業者に対して要求して、親御さんや子どもさんの一番いい方法をとるように行政がしなければ、どうするのか。そういうのはしっかりと行政が民営化の設定のときにこれは守ってほしい、これはしてほしい、子どものためにやってほしい、そういう指導をして選ばれないとだめだと思う。教育は自治体の責任です。最終的に責任をとるのは自治体です。子育てもなんでもみなそうです。町が責任をとらないでどうして人が住めるのか。絶対おかしい。そういう要求は100%飲ませるようにして、選んでください。子ども達と親御さんことを考えた上で選定しなければならない。

回答

わかりました。

今、お話をされた、ご意見を真しに受け止め、これから民間事業者との協議に向けてやっていきたいと思います。

認定こども園、民営化を進める経緯の中で、みのり幼稚園が存続できないというような状況になったことを皆さんもご存知だと思いますけれども、これも一つの要因として町で認定こども園、民営化

ということで検討させていただいている。このときは、みのり幼稚園で先生がいなくて運営できないということで、幼稚園を一旦やめる寸前までいきました。この段階でみのり幼稚園がやめたとすると、保育の必要性事由のない保護者のお子さんについては、受け皿がなくなります。遠軽の幼稚園に行ってもらうしかなくなります。そのようなことを踏まえて上湧別保育所の改築を中止したという経過もありました。その辺もご理解をいただきたいと思います。先ほどいいましたように民間事業者を募集するのであれば、100%言うことを聞かせるようにということでしたが、100%やってくれと言ってやってくれる事業者なら言っても構わないと思いますが、現在の状況的にも町の関与がなくてはできないということで、公私連携認定こども園を提案していますし、町の関与の元に民間の経営という形で、やる形を検討しています。100%町の言うことを聞かせてやれというご意見だけは賜ります。

星 課長 閉会挨拶を行い終了した。

